

令和9年度中野区民間学童クラブ（放課後児童健全育成事業） 開設事業者（施設整備費補助金交付事業者）募集要項

1 民設民営学童クラブ開設事業者公募の趣旨

中野区では、将来にわたり安定した学童クラブ（放課後児童健全育成事業）サービスの提供をめざし多様なニーズに適応したサービスを供給するため、学童クラブの運営に民間活力を推進しています。

中野区では来年度、定員を上回る需要がある地域が発生することを想定しております。この需要に対応するため、民間学童クラブを整備する事業者（施設整備費補助金交付事業者）を募集し、開設の支援を行うことにより、地域における子育てサービスの拡充を図ります。

子どもたちが「通いたい」と思えるような、特色と魅力ある学童クラブの活動内容を展開できる事業者を募集します。

2 応募資格

以下の条件を全て満たしている法人（社会福祉法人、NPO法人、株式会社等）

- (1) 令和9年3月末までに中野区内で学童クラブを整備（物件確包含む）し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を令和9年4月1日までに開始することが可能であること。

また、開設後の運営は「中野区民間学童クラブ運営費補助要綱」（平成19年中野区要綱第113号）の要件を満たすこと。

- (2) 放課後児童健全育成事業の運営実績が1年以上あること。

ただし、当該法人の経営体制や職員構成等により当該事業を遂行する能力があると認められる場合はこの限りではない。

- (3) 東京電子自治体共同運営サービスによる中野区の物品買い入れ等競争入札参加資格を有していること、また応募時点で資格を有していない事業者においては、すみやかに取得をすること。
- (4) 法人の本社が区外にある場合は、1時間以内（公共交通機関が運休している場合も含む。）に開設施設のバックアップ体制が取れること。
- (5) 開設する学童クラブにおいて、1年に250日以上開所すること。
- (6) 午後7時以降の利用を可能とする学童クラブ運営を行うこと。

3 募集対象地域及び整備数・施設規模

(1) 対象地域

桃園第二小学校区圏域

(2) 整備数・施設規模

1 か所・定員45名程度

4 施設整備費補助対象経費及び補助基準額

「中野区民間学童クラブ施設整備費補助金交付要綱」（平成20年要綱第1号）に基づき、学童クラブの整備に要する経費の一部を補助します。令和8年度の補助対象とする経費は、次のとおりです。補助金の申請方法については、決定後に説明します。

学童クラブの整備に係る経費の区分とその補助額	
区分	補助基準額（上限額）
工事・備品の購入に係る経費 その他（開設前月分賃借料・礼金等）	12,600,000 円
学校 110 番の設置に係る経費	300,000 円

5 施設設備基準

- ・学童クラブの設備基準は、「中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」（平成26年中野区条例第29号）に基づくものとする。
- ・建築基準法、消防法その他関係法令の要件を遵守していること。
- ・事業者自らが所有または賃借する物件において運営を行うこと（社会福祉法人にあっては、貸与を受けている不動産の場合は、地上権又は賃借権を設定し、かつ登記していること。若しくは、建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされていること。）。
- ・同一施設内で他の事業を複合的に行う場合、放課後児童健全育成事業を行う場所と明確に区分けをすること。

6 学童クラブ運営内容

- (1) 「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」（平成26年中野区条例第29号）を遵守し、「中野区民間学童クラブ運営費補助要綱」（平成19年中野区要綱第113号）の要件を満たす運営を行なうこと。
- (2) 「東京都認証学童クラブ事業実施要項」に定める東京都認証学童クラブ事業の要件を満たす運営を行うこと。

7 提出書類等

- (1) 中野区民間学童クラブ（放課後児童健全育成事業）開設事業者応募申込書（様式1号）
- (2) 運営業務実績等調査票（様式2号）
- (3) 民間学童クラブ整備計画書（様式3号）
- (4) 物件の案内図、配置図、平面図
- (5) 施設整備に係るスケジュール
- (6) 法人の概要書（定款、会社案内等）
- (7) 決算書類（直近3期分の貸借対照表、損益計算書等の写し）※
※決算書類について、過去の決算期が3期に満たない場合は、過去全ての決算書の写しを提出すること。決算書類に基づき、専門機関による財務診断を行います。ただし、応募時現在、中野区の学童クラブを受託または補助を受けて運営している事業者を除きます。
- (8) 学童クラブ事業計画書次の各号を別に指定する様式に記載すること（様式4号）。
文字の大きさは10.5から12ポイントにすること。なお、審査資料とするため、応募事業者名及び人名を類推できるような記載はしないこと。
 - ① 運営理念、運営方針
 - ② 運営計画
 - ③ 午後7時以降の運営内容
 - ④ 特別支援児童の育成内容
 - ⑤ 安全管理・防災についての考え方
 - ⑥ 個人情報の保護について
 - ⑦ 職員配置及び職員の資質について（常勤の放課後児童支援員・補助員、時間ごとの配置等）
 - ⑧ 衛生管理の考え方

- ⑨ バックアップ体制について
- ⑩ 特色と魅力ある学童クラブ運営について
- (9) 開設経費の資金計画、開設後1年間の収支計画
- (10) 東京電子自治体共同運営サービス受付票の写し（任意）
- (11) その他区長が必要と認めた書類が必要となる場合があります。

8 書類作成方法・提出部数

以下のURLから電子申請にて提出してください。

<https://logoform.jp/form/Trw5/1700273>

- 提出書類はA4版で作成してください。
- 指定様式があるものは中野区ホームページからダウンロードして作成してください。
- 建物の案内図、配置図、検査済証の写し（200㎡を超える物件の場合）はA4サイズ、平面図はA3サイズとします。
- 上記以外の書類は様式自由とし、原則としてA4（縦）を用いてください。表組み等の関係でやむを得ない場合はA4（横）も可とします。

9 応募書類受付期間

令和8年7月28日（火）から8月28日（金）まで
質問は応募受付開始以降随時受け付けます。

10 現地調査の実施

応募した事業者が現在運営中の学童クラブ（放課後児童健全育成事業）について、必要に応じて現地調査を実施します。具体的な日時等は、応募書類受付後、別途調整します。

11 ヒアリングの実施

応募書類を提出した事業者について、ヒアリングを実施します。日時については別途お知らせします。

12 審査の方法

応募のあった事業者から随時、提出書類の審査、物件の現地視察、財務診断等を行い、別途設置する選定委員会にてヒアリングを実施し、審査、決定をします。

13 審査結果の通知

審査結果は、応募者に対して書面で通知します。

14 基本的事項の確認

区と開設予定事業者間において、民間学童クラブの整備及び運営の基本的事項を確認するため、「協定書」を取り交わします。

15 審査結果の公表

民間学童クラブ開設事業者として決定した応募者名は公表します。

16 申請から開設までの日程

令和8年7月28日(火)	応募受付開始
令和8年8月28日(金)	応募締切
9月初旬予定	物件の現地視察、書類審査、ヒアリング等
9月下旬予定	応募事業者に選定結果を通知（施設整備費補助金 交付事業者の内定）
竣工後～整備完了 (令和9年3月末まで)	事業者は工事等完了後届出、実績を報告 施設の整備状況確認検査後、補助金額を確定
検査終了後 (令和9年4月1日)	民間学童クラブ開設

【参考】令和9年度中野区立学童クラブ利用者募集日程(予定)

令和8年11月中旬 利用申請受付開始

令和9年2月初旬 学童クラブ利用承認決定通知

17 その他

- (1) 応募にかかる費用は、申請書の提出・未提出、提出した施設整備の採択・不採択に関係なく、一切の費用を応募する事業者の負担とします。
- (2) 応募書類等及び本件応募に関する問い合わせ等において、使用する言語は日本語とし、使用する単位はメートル法によるものとします。
- (3) 区は、提出された書類について、情報公開請求があった場合は、中野区区政情報の公開に関する条例に則し、原則公開します。

- (4) 追加資料の提出を依頼することがあります。
- (5) 事前相談・書類提出ほか面会を必要とする来庁の際には、あらかじめ電話連絡のうえお越してください。

18 問い合わせ先

中野区子ども教育部育成活動推進課学童クラブ事業係

電話 03(3228)8884(直通)

Eメールアドレス tiikikodomotyousei@city.tokyo-nakano.lg.jp

所在地 〒164-8501 中野区中野4-11-19 中野区役所7階